

第5章

笠間市が力を入れる 重点事業は？

第5章 笠間市が力を入れる重点事業は？

5 - 1 重点事業の位置づけとねらい

重点事業は、本計画で定める行政施策や市民・事業者の取組の中でも、本計画を先導し、特に重点的に推進すべき取組であり、具体的な実施内容や各主体の役割、進捗管理指標などの行動計画を定め、計画策定後の速やかな初動を促し、実現性を担保します。

5 - 2 重点的に取り組むテーマ

第2章で整理した本市の課題を踏まえ、本計画では以下のテーマについて重点事業を定め、集中的に推進していくこととします。

笠間市の環境の課題（第2章より）

自然環境

- ・市の環境を特徴付ける豊かな水辺の保全、水と緑のネットワークの形成
- ・優れた自然風景地の保全に向けた風致地区等の地域指定の推進
- ・田畑の保全・活用による、多様な公益的機能の向上
- ・食の安全安心志向に向けたエコファーマー及び有機農業者の育成
- ・笠間クラインガルテンを中心としたグリーンツーリズムの振興

快適環境

- ・地域の自然環境や歴史的環境との調和のとれた個性ある街並みの保全・創出
- ・不法投棄に対する監視体制の強化や規制的手法の適用
- ・近隣に配慮した暮らしのマナーやモラルの周知徹底

生活環境

- ・自動車に依存したライフスタイルからの転換促進
- ・野焼に関する近隣に配慮したルールやマナーの周知徹底
- ・生活雑排水対策による涸沼川の汚濁負荷低減
- ・国道50号沿道における騒音対策

循環型社会・地球環境

- ・市民や事業者と協力・連携した3Rの取組推進
- ・地球温暖化防止に向けた個人や地域でできる取組

環境教育・環境学習

- ・環境教育・環境学習に関する長期的・総合的な視点からの取組
- ・市内の環境に関する資料や情報提供体制の整備・充実

特に重点的に
取り組むテーマ

自然再生・保全

まち美化・
不法投棄対策

3Rの推進

温暖化対策
の推進

環境教育・
環境学習の推進

5 - 3 重点事業

以下の①～③の視点を踏まえ、各テーマに対して重点事業を設定しました。

- ① 市の特徴や環境課題からみて、特に重点的な推進が必要と思われる取組
- ② 市民の関心が高く、発展的な行動が期待できる取組
- ③ 市民や事業者と市が協働して取り組んでいく取組

プロジェクト	ねらい	重点事業名
【自然再生・保全】 1.自然と共生プロジェクト	笠間市の美しい自然景観を維持し、生物の生育・生息環境を保全します	1.1 かさまの自然環境調査事業
		1.2 かさまの自然再生事業
【まち美化・不法投棄対策】 2.すみよいまちづくりプロジェクト	ポイ捨て・不法投棄のない、きれいですみよいまちづくりを推進します	2.1 かさま環境美化里親制度普及事業
		2.2 不法投棄対策推進事業
【3Rの推進】 3.資源循環型まちづくり推進プロジェクト	循環型社会の構築に向けて、3Rの取組を促進します	3.1 レジ袋削減推進事業
		3.2 堆肥の利活用促進事業
		3.3 エコ・クッキング推進事業
【温暖化対策の推進】 4.ストップ温暖化プロジェクト	深刻化しつつある地球温暖化の防止に向けて、市民・事業者・市が一体となり、地域からできる取組を推進します	4.1 かさまの森林(もり)推進事業
		4.2 エコドライブ推進事業
		4.3 緑のカーテン推進事業
		4.4 エコオフィス推進事業
【環境教育・環境学習の推進】 5.環境学習推進プロジェクト	現在と将来の市の環境を守る人を育むため、家庭、学校、地域、事業所等における環境教育・環境学習を推進します	5.1 環境学習推進事業
		5.2 市民環境活動促進事業

1. 自然と共生プロジェクト

自然再生・保全

笠間市の美しい自然景観を維持し、生物の生育・生息環境を保全・再生するため、以下の事業を実施します。

1.1 かさまの自然環境調査事業

【環境保全課、生涯学習課】

本市は関東平野の北部に位置し、暖帯林と温帯林の境界に近く、動物相は両者の中間的分布を示しています。また、暖地性動植物の分布北限に近い地域であり、生息や生育の限界となる種がいくつか見られます。特に、近年生息地が減少しているトウキョウサンショウウオ、シマドジョウ、ホトケドジョウが生息しているほか、国蝶であるオオムラサキ、ハッチョウトンボ、ムカシヤンマの生息が確認されています。

本事業は、市域に生息・生育する動植物の状況を把握するとともに、調査結果を市民に分かりやすく周知し、地域の自然環境の保全意識を高めることなどにより、市の豊かな自然環境を保全しようとするものです。

実施内容

< 笠間市の自然環境の継続的な調査 >

- ・市に生息する動植物、生態系に関する調査を継続的に実施します。

< 環境学習資料の作成 >

- ・自然環境調査結果を市のホームページ等で公表し、広く市民に提供します。
- ・調査結果を視覚的に分かりやすくまとめ、学校、地域等で活用できる環境学習資料とします。

市民・事業者の役割

- ・市が行う自然環境調査に参加・協力します。
- ・市の自然環境についてとりまとめた資料を活用します。

取組指標

取組指標	現況	短期(H20 ~ 22)	中期(H23 ~ 26)	長期(H27 ~ 29)
自然環境調査の実施回数	-	年2回	年4回	年4回
環境学習資料の作成	-	年1回	年1回	年1回



自然環境調査

市の豊かな自然環境は、近代農業の発展や宅地開発など、私たち人間の活動により少なからず影響を受けています。

本事業は、豊かな市の自然環境を保全し、損なわれた環境については修復して自然の再生を図るとともに、新たな開発事業にあたっては環境に配慮した工法等を促進していくものです。

実施内容

< 自然再生事業の検討 >

- ・ 河川、農地、里山、森林等の損なわれた環境に、大切な自然生態系が戻ってきてくれるよう、これらの管理、清掃、エコファーム、有機農業、水田魚道 等について研究・検討します。
- ・ 有識者、市民等の意見を踏まえ、地域の環境の指標となる生き物、自然風景等を選定し、その保全に向けた自然再生事業を実施します。

< 多自然型護岸・ビオトープの整備 >

- ・ 河川や池沼の整備に際しては、生態系に配慮した資材や工法の採用を関係機関に要請し、地域の生態系の維持・回復に努めます。
- ・ 河川やため池、谷津田の休耕田、公園、学校施設等の一部を利用し、生き物の生息空間であるビオトープの保全・再生を図ります。
- ・ 多自然型護岸やビオトープ整備にあたっては、市民が主体となって具体的な整備イメージを検討します。市は市民の検討結果を踏まえて具体的な整備計画を立案し、市民とともに整備、維持管理を推進します。

< 自然体験学習の推進 >

- ・ 多自然型護岸やビオトープを利用し、自然体験学習を実施します。

市民・事業者の役割

(市民)

- ・ 多自然型護岸やビオトープ等の検討や整備、自然体験学習等に参加・協力します。

(事業者)

- ・ 河川等の整備に際しては、自然調査結果等を参照し、貴重な動植物の有無を確認するとともに、生態系に配慮した資材や工法を積極的に採用し、地域の生態系の維持・回復に努めます。

取組指標

取組指標	現況	短期 (H20～22)	中期 (H23～26)	長期 (H27～29)
自然再生事業	-	研究・検討	実施	実施
ビオトープ整備	2箇所	3箇所	4箇所	5箇所
水辺観察会など自然体験学習イベントの実施回数	3回	4回	6回	8回

2. すみよいまちづくりプロジェクト

まち美化・不法投棄対策

市民意識調査において、市民の関心の高い環境問題として最も多く挙げられたのが「ポイ捨て・不法投棄」でした。この他、ペットのふんの不始末の苦情なども市に多く寄せられています。

市では「笠間市すみよい環境条例」を定め意識啓発などに取り組んでいますが、こうした状況を踏まえ、意識啓発だけではなく、実効性のある具体的な取組が求められています。

そこで、ポイ捨てや不法投棄のない、きれいですみよいまちづくりを進めるため、以下の事業を推進します。

2.1 かさま環境美化里親制度普及事業

【都市計画課、道路整備課】

自分たちの身近にある道路や公園などは、いつでもきれいであって欲しいと誰もが願っています。しかし、実際にはごみのポイ捨てや犬のふんなどにより必ずしもきれいな状態であるとは限りません。

市においても定期的に清掃や美化に努めていますが、市の取組だけでは十分に対応できていないのが現状です。

そこで本事業は、市が管理する各種公共施設や公園、道路などの公共スペースについて、近隣の市民や事業者の方などが市に代わって清掃や美化活動を実施する「環境美化里親制度(アダプト制度)」を定め、地域の方々と協働でまち美化を推進していこうというものです。

実施内容

< 環境美化里親制度の検討 >

- ・ 各種公共施設や公園、道路等の緑化や美化活動等を地域住民がボランティアで受け持つ里親制度を構築します。

< 里親制度の募集・認定 >

- ・ 里親を希望する個人、団体を募り、応募者を市は里親と認定します。

< 清掃、美化活動の実施 >

- ・ 里親は、担当区域の清掃活動や美化活動を実施します。
- ・ 市は、里親への清掃道具の提供やごみ処理代の負担などの支援を行います。

市民・事業者の役割

- ・ 里親制度に積極的に参加・協力します。

取組指標

取組指標	現況	短期(H20 ~ 22)	中期(H23 ~ 26)	長期(H27 ~ 29)
里親制度の実施エリア	6箇所 (茨城県管理分のみ)	7箇所 (市管理分含む)	8箇所 (市管理分含む)	10箇所 (市管理分含む)

不法投棄は公害苦情の中でも件数が多く、年々増加する傾向にあります。市では「笠間市すみよい環境条例」に基づき市民・事業者に対する啓蒙活動などを実施していますが、それだけでは十分ではありません。また、不法投棄は一定の場所に集中する傾向がありますが、現在、それらの場所に関する情報は一元化・共有化されていません。

そこで本事業は、まず不法投棄の多い場所を把握し、それらの場所を中心にパトロールすることで、市全体として効率的に不法投棄を抑制していこうというものです。

実施内容

< 不法投棄監視体制の整備・充実 >

- ・茨城県ボランティアU.D.監視員や郵便配達員など、既存のボランティアによる監視体制の拡充・強化とともに、市の不法投棄ボランティア監視員によるパトロールの実施を推進します。

< 不法投棄マップの作成・活用 >

- ・市内で、不法投棄が集中する場所を示す「不法投棄マップ」を作成します。
- ・「不法投棄マップ」に示された場所を中心にパトロールを行い、適宜撤去し、きれいな状態を保ちます。

市民・事業者の役割

(市民・事業者)

- ・ごみの排出ルールを順守します。
- ・不法投棄ボランティア監視員へ参加・協力します。

取組指標

取組指標	現況	短期 (H20～22)	中期 (H23～26)	長期 (H27～29)
不法投棄監視員数	22人	25人	30人	50人
不法投棄マップの作成	無し	作成	更新	更新



集められた不法投棄ごみ

冬 日差しを極力取り入れる。

3. 資源循環型まちづくりプロジェクト

3Rの推進

『もったいない』の精神に基づき、市民・事業者・市の各主体が日常生活や事業活動を見つめ直し、ごみの減量化(Reduce)、ものを繰り返し大事に使う(Reuse)、資源として再利用する(Recycle)の『3R』の取組を進めることにより、環境負荷の少ない資源循環型のまちづくりを目指します。

3.1 レジ袋削減推進事業

【環境保全課、商工観光課】

レジ袋の削減は、ごみの排出量や原料である石油消費量の削減につながり、資源の有効利用や温室効果ガスの排出抑制となります。こうしたことから、平成19年4月に施行された改正容器包装リサイクル法では、事業者に対してレジ袋削減に向けた取組や目標設定などを求めています。

本市においても、笠間地区においてレジ袋削減運動推進委員会が活動を行ってきたほか、環境チケット制度などによりレジ袋削減の具体的取組がなされてきました。

本事業ではさらなるレジ袋の削減に向け、以下に掲げる各種取組を推進していきます。

実施内容

< レジ袋の有料化 >

- ・ 事業者と連携し、レジ袋の有料化を実施します。

< 環境チケット制度の見直し >

- ・ 現在、笠間地区を中心に実施されている環境チケット制度について、利便性の向上などについて見直しを行います。

< マイバッグの普及啓発及びコンテストの実施 >

- ・ マイバッグキャンペーンや利便性やデザイン性などを競うマイバッグコンテストなどにより、マイバッグに対する市民の関心を高め、買い物時のマイバッグ持参を市民に浸透・定着させます。

< エコショップ制度の普及啓発、認定店舗の拡大 >

- ・ ごみの減量化や資源化など、環境に配慮した事業活動に取り組む店舗を「エコショップ」として認定し、広く消費者にPRします。



市民・事業者の役割

(市民)

- ・ 買い物時にはマイバッグを持参し、レジ袋等の利用を控えます。
- ・ 周りの友人や知人にもマイバッグの持参を呼びかけます。
- ・ 買い物の際は、エコショップなど環境負荷削減に取り組むお店を優先的に利用します。

(事業者)

- ・ 小売店等は、エコショップ制度に登録するとともに、環境に配慮した商品の販売に努めます。
- ・ レジ袋や過剰包装による商品提供を控え、マイバッグの持参を呼びかけます。

取組指標

取組指標	現況	短期(H20~22)	中期(H23~26)	長期(H27~29)
レジ袋有料化店舗数	-	10	30	50
エコショップ認定店舗数	7	10	12	15

市では生ごみ処理機購入費補助制度などにより家庭における生ごみ等の減量に努めてきました。また、畜産農家などでは畜産排泄物の堆肥化も行われていますが、堆肥の有効活用が停滞しており、普及に向けた課題となっています。

こうした背景を踏まえ、本事業では一層の循環型まちづくりの形成に向け、以下に掲げる取組を推進していきます。

実施内容

<生ごみの堆肥化促進及び地域で作られた堆肥の利用促進>

- ・生ごみ処理機購入費補助制度の利用等により家庭におけるごみの減量化を推進します。
- ・家庭から排出される生ごみや剪定枝、畜産農家からの畜産排泄物の堆肥化を促進するとともに、その堆肥を農業従事者や一般家庭で有効利用できる仕組みについて検討します。

市民・事業者の役割

(市民)

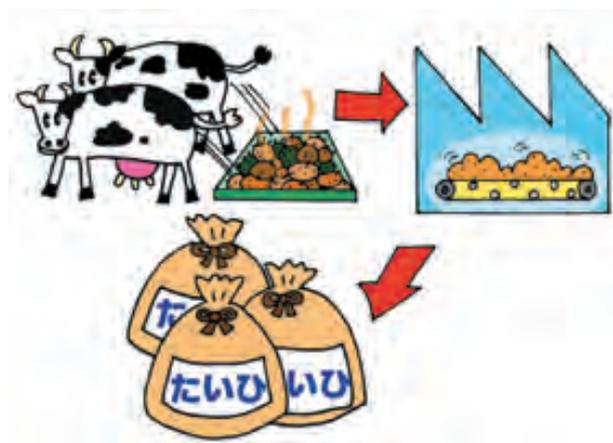
- ・コンポスト容器などの生ごみ処理機を購入し、生ごみを堆肥化するなど、ごみの減量化に努めます。
- ・地域でつくられた堆肥の利用に努めます。

(事業者)

- ・畜産農家は畜産排泄物の堆肥化に努めるとともに、農業従事者は堆肥の受入に努めます。

取組指標

取組指標		現況	短期(H20~22)	中期(H23~26)	長期(H27~29)
生ごみ処理機 補助利用者数 (累計)	電動生ごみ処理容器	466	500	530	580
	コンポスト容器	191	220	250	280



定められた分別をする。

『エコ・クッキング』とは、食を通して「身近な題材で環境問題を体験的に楽しく考える」というコンセプトのもと、買い物から料理、片付けに至るまでの一連の流れを通して環境に配慮する食生活を総称して指しているものです。

市内においても、市民団体を中心に以前より講習会などによる普及活動が行われていましたが、本事業により今後は市としてもこのような食を通じた環境保全の取組を推進していこうというものです。

実施内容

<エコ・クッキング講座の開催、普及啓発>

- ・ 市民団体と連携し、エコ・クッキングを推進するため、小中学生を対象とした出前講座、親子で参加できる講習会などを開催します。
- ・ 広報紙やホームページなどを使い、エコ・クッキングに関する情報提供や普及啓発を行います。

市民・事業者の役割

(市民)

- ・ 環境のことを考えて買い物、料理、片付けを行うエコ・クッキングを実践します。

(事業者)

- ・ 環境に配慮した商品の販売や簡易包装に努めます。

取組指標

取組指標	現況	短期(H20～22)	中期(H23～26)	長期(H27～29)
エコ・クッキング講習会の参加者数	60人(2回)	100人	200人	300人

4. ストップ温暖化プロジェクト

温暖化対策の推進

深刻化しつつある地球温暖化の防止に向けて、市民・事業者・市が一体となり、まずは地域からできる取組を推進していくため、以下の事業を実施します。

4.1 かさまの森林（もり）推進事業

【環境保全課】

森林は、温室効果ガスの大半を占める二酸化炭素を吸収・固定する働きを有しています。

本事業では、佐白山や愛宕山をはじめとした市域の約4割を占める森林資源を適切に保全・整備していくことにより、こうした森林吸収源としての機能を発揮させ、地球温暖化防止に貢献していきます。

実施内容

< 森林の育成 >

- ・平成20年度から、茨城県が導入を計画している森林湖沼環境税を活用するなどして、森林や林道などの環境整備と適正な管理を推進し、健全で豊かな森林の保全に努めます。
- ・市民及び事業者に対し、森林吸収源としての機能をはじめ、水源かん養機能や国土保全機能など多様な公益的機能を担う森林の役割や重要性について周知を図り、地場産材の積極的な利用や里山保全活動に積極的に参加・協力するよう呼びかけます。
- ・市民・事業者の協力のもと、里山づくり・森づくりに努めます。

< 森林資源の活用促進 >

- ・公的施設などの整備において、地場産材の利用に努めます。また情報提供等により住宅等の民間施設整備において地場産材の利用を支援します。
- ・愛宕山や佐白山、北山、仏頂山等において、環境教育や健康づくりなどへの森林環境の活用を検討します。

市民・事業者の役割

（市民）

- ・市が行う森林・里山保全に協力します。
- ・住宅建築時には地場産材の利用に努めます。
- ・森林整備、自然観察会など森林を活用したイベントに積極的に参加します。

（事業者）

- ・市が行う森林・里山保全に協力します。
- ・森林整備、自然観察会など森林を活用したイベントに積極的に参加します。

取組指標

取組指標	現況	短期(H20～22)	中期(H23～26)	長期(H27～29)
森林・里山保全活動への参加者数	140人(4回)	200人	250人	300人

樹木による日差し遮断

アイドリングストップを始めとするエコドライブ(環境に配慮した自動車の使用)は、自動車を運転する市民や事業者のみならず一人ひとりの日頃の少しの心がけで燃料消費量の削減、すなわち二酸化炭素量の削減に大いに貢献できる取組の一つです。また、環境負荷の削減だけでなく、経済性や安全性もトータルに高めることができる賢い車の使い方です。

市民の多くが自動車に依存している本市の現状を踏まえ、本事業ではまず日常生活や事業活動において環境負荷の少ない車の利用方法を浸透させていこうというものです。

実施内容

<エコドライブキャンペーンの実施>

- ・環境にやさしい運転「エコドライブ」を推進するため、11月のエコドライブ推進月間、12月の地球温暖化防止月間・大気汚染防止推進月間などに、市民・事業者の取組を促す「エコドライブキャンペーン」を実施します。

<エコドライブコンテストへの参加>

- ・「エコドライブコンテスト(環境省)」に参加するとともに、事業者の参加を促します。

<グリーン経営認証の取得>

- ・運輸事業者に対し、交通エコロジー・モビリティ財団が審査・認証し、エコドライブの実施や環境保全のための体制整備、低公害車の導入などを定めた「グリーン経営認証」に関する情報を提供するなどし、取得を促します。

<エコドライブ講習会の実施>

- ・関係機関と連携し、エコドライブ講習会を継続的に開催します。

市民・事業者の役割

(市民)

- ・自動車を運転する際は、アイドリングストップなどのエコドライブを徹底します。
- ・エコドライブに関する講習会の受講やコンテストなど、市が推進する温暖化防止やエコドライブの普及活動に積極的に参加します。

(事業者)

- ・エコドライブに関する講習会の受講やコンテストなど、市が推進する温暖化防止やエコドライブの普及活動に積極的に参加します。
- ・運輸事業者は、グリーン経営認証の取得を目指し、エコドライブの実施や環境保全のための体制整備などに努めます。
- ・自動車を多く利用する事業所では、社内でのエコドライブ運動の展開やドライバーへの教育・指導などを積極的に行います。
- ・自動車販売店や自動車用品店などのドライバーが利用する店舗では、エコドライブの啓発に努めます。

取組指標

取組指標	現況	短期(H20~22)	中期(H23~26)	長期(H27~29)
エコドライブ講習会の受講者数	-	30	50	70
グリーン経営認証の取得事業所数	1	3	5	10

緑のカーテンとは、つる性の植物などで夏の窓辺を覆って日差しを和らげるものです。エアコンを利用する部屋ではエアコンの効率が良くなることになり、環境にも家計にもやさしいカーテンです。本市ではこれまでも笠間小学校などにおいて実施されてきました。

本事業では、この緑のカーテンを市内に普及させることにより冷房負荷を抑制し、省エネルギーに貢献すると共に、市内における緑を豊かにし、潤いのある環境を創出していくこともねらいとしています。

実施内容

< 緑のカーテンの推進 >

- ・市庁舎や学校等公共施設において植物を利用した「緑のカーテン」の設置を推進します。
- ・市民、事業者、学校等から「緑のカーテン」の取組を募集し、環境シンポジウム等の環境関連イベント時に紹介します。

市民・事業者の役割

(市民)

- ・家庭における「緑のカーテン」や生け垣の設置に努めます。

(事業者)

- ・事務所等における「緑のカーテン」や事業所敷地周辺の緑化に努めます。

取組指標

取組指標	現況	短期(H20～22)	中期(H23～26)	長期(H27～29)
公共施設等における「緑のカーテン」の設置数	1	3	4	5



緑のカーテンの設置例(1)



緑のカーテンの設置例(2)

市役所は多くの職員と多くの施設を抱える市内でも有数の事業者・消費者であり、その活動に伴う環境負荷も相当に大きいものです。また行政として、市民や事業者に対して環境保全の取組を促すリーダーとしての立場もあります。

市役所は日常の事務・事業において率先して環境負荷の低減に努めていく必要があることから、本事業では、グリーン購入の推進や施設の省エネルギー化など、市役所自身ができる環境保全の取組を率先して実施していきます。

実施内容

< 市役所地球温暖化対策率先実行計画の推進 >

- ・ 市の事務・事業に関する温室効果ガスの排出抑制対策を定めた「笠間市役所地球温暖化対策率先実行計画」に基づき、率先的に地球温暖化防止に取り組みます。

< グリーン購入の推進 >

- ・ 製品やサービスを購入する際に、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入する「グリーン購入」を推進します。

< 公共施設における省エネルギー化の推進 >

- ・ 庁舎や学校等の公共施設の整備にあたっては、省エネルギー型の設備・機器や高効率ヒートポンプ などの高効率機器の導入を推進します。

市民・事業者の役割

(事業者)

- ・ 市役所の取組などを参考にしつつ、職場における省エネルギーやグリーン購入等に努めます。

取組指標

取組指標	現況	短期 (H20～22)	中期 (H23～26)	長期 (H27～29)
市役所の事務・事業における温室効果ガス排出量の削減	約5531t-CO ₂ (H18年度実績)	H18年比 3%削減	H18年比 6%削減	H18年比 6%削減



市役所 本所



市役所 笠間支所



市役所 岩間支所

5. 環境学習推進プロジェクト

環境教育・環境学習の推進

環境保全について自ら考え、行動できる人を育てるため、近年、環境学習の重要性がますますクローズアップされています。

そこで笠間市の環境を将来にわたって保全していく人を育むことを目的とし、家庭、学校、地域、事業者等における環境教育・環境学習を推進するため、以下の事業を推進します。

5.1 環境学習推進事業

【環境保全課、学務課、生涯学習課、農政課、農村整備課】

本市では各学校の創意工夫により環境学習が積極的に行われています。また、生涯学習の場においても様々な側面から環境学習が積極的に行われています。

今後、さらに質の高い環境学習を効率的・効果的に実施していくため、本事業では以下の取組を実施していきます。

実施内容

< 総合的・計画的な環境学習の実施 >

- ・ 家庭、地域、学校、事業者、市民団体、市など各主体の役割に応じた環境教育を総合的かつ計画的に推進するため、現在の実施状況を把握すると共に、今後の各主体の環境学習のあり方などについて協議し、方針を整理します。

< 学習プログラムの充実 >

- ・ 自然観察や農業・林業体験など、地域の自然に親しみ学ぶことができる体験型学習の場や、環境学習のメニュー・プログラムの整備・充実を図ります。

< 環境フォーラムの実施 >

- ・ 日頃の環境保全活動や環境学習成果を披露する場として、市民懇談会と連携し、環境フォーラムを開催し、支援します。

市民・事業者の役割

(市民)

- ・ 市や市民団体が実施する環境イベントや体験学習プログラムに参加・協力します。
- ・ 環境フォーラムの開催に協力するとともに、積極的に日頃の環境保全活動や環境学習の成果を披露します。

(事業者)

- ・ 市や市民団体が実施する環境イベントや体験学習プログラムに協力します。
- ・ 環境フォーラムの開催を支援・協力します。

取組指標

取組指標	現況	短期 (H20～22)	中期 (H23～26)	長期 (H27～29)
環境フォーラムの参加者数	1 2 0 (H17)	2 0 0	2 0 0	2 5 0
環境学習イベント参加者数	-	3 0 0	3 0 0	3 0 0

トレーや牛乳パックはすぐに洗って乾かしておき、買物の時に持って行ってスーパーの回収箱に入れています。

市内には多くの市民団体が存在し、それぞれの団体の創意工夫により、様々な環境保全に関する活動が行われています。こうした活動を市としても支援・促進し、活動の輪を全市的に広げていくため、本事業では以下の取組を実施します。

実施内容

< 市民の環境保全活動への支援 >

- ・ 環境保全活動を行っている市民団体等の組織と活動内容を把握するとともに、活動内容の広報や参加希望者への紹介・斡旋等交流組織をつくるなど、活動支援団体間の連携・情報交換を促進します。

< 環境保全に取り組む団体等への顕彰 >

- ・ 環境保全活動に熱心に取り組む民間団体・企業等を顕彰します。

< 環境保全活動の核となるリーダー育成 >

- ・ コミュニティ活動のリーダーを養成するため、自治会などと連携し、地域地区単位による環境保全に関する出前講座や各種講習会等を実施します。
- ・ 市民講師の登録制度を普及し、環境カウンセラーなど地域の環境資源に精通した方を環境学習の講師・指導者として育成活用します。

市民・事業者の役割

- ・ 地域で行われる出前講座や各種講習会等に参加・協力します。
- ・ 交流組織を通じた他の市民団体等との連携や情報交換に努めます。

取組指標

取組指標	現況	短期(H20 ~ 22)	中期(H23 ~ 26)	長期(H27 ~ 29)
環境分野の市民講師登録者数	4	10	15	20



河川清掃活動